

## はじめに

この資料は、小学校、中学校及び高等学校において、各教科はもとより様々な教育活動が展開される過程で、子どもたちが著作権に関することに触れ、他人の権利を尊重することなどについての関心を高め、理解を深めるための「きっかけ」の例を紹介するものです。

著作権を授業等の中で中心的に取り上げるのではなく、子どもたちの活動の中でトピックスのように扱いながら、権利の尊重や文化的所産の大切さについて考えることができるような場面を想定しました。

内容は、それぞれの場面ごとに次の内容で構成されています。

- ① 各教科等の学習における子どもたちの活動場面
- ② 問題提起・話題提供の例(子どもたちに考えさせたいポイント)
- ③ 教師のための解説
- ④ 子どもたちに対する解説例

なお、本書で紹介した各場面は、小学校、中学校及び高等学校の先生にご協力をいただきながら設定しましたが、これらの場面にとどまらず、各学校の様々な活動を通じた多くの場面で著作権に関することに触れていただければと思います。

学校では、総合的な学習の時間をはじめ様々な場面において、子どもたちが主体的に調べる学習活動が活発に行われることが想定されます。著作権法では、そのような活動についてもできるだけ自由に利用できるよう、了解を得る必要がない範囲が拡大されていますが、文化や権利といった財産を尊重することについては適切に指導していただくようお願いいたします。

また、さらに著作権に関する基本的な情報が必要になれば、文化庁ホームページに「著作権制度の概要」を解説した記事等を掲載していますので、ぜひ参考にしてください。

(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/>)